

指定管理者の候補者の選定結果概要

施設名称		虎姫駅コミュニティハウス関連施設 ①虎姫駅コミュニティハウス ②長浜市虎姫駅前駐車場 ③長浜市虎姫駅前第一駐輪場所 ④長浜市虎姫駅前第二駐輪場所
施設所管課		都市建設部都市計画課
施設概要		所在地：①滋賀県長浜市大寺町 1029 番地 1 ②滋賀県長浜市大寺町 1029 番地 1 (滋賀県長浜市大寺町 1044 番地、1045 番地、1047 番地、1047 番地 1 及び 1047 番地 3 に設けている駐車場を含む) ③滋賀県長浜市大寺町 1014 番地 22 ④滋賀県長浜市大寺町 1029 番地 構造・面積：①木造平屋建 敷地面積：344.77 m <sup>2</sup> (商業施設を含む全体 585.58 m <sup>2</sup> ) 延床面積：137.70 m <sup>2</sup> ②平面式・敷地面積：1,639.89 m <sup>2</sup> ③自転車用カーポート・敷地面積：88.00 m <sup>2</sup> ④鉄骨平屋建・敷地面積：214.93 m <sup>2</sup> 開設年度：平成 18 年度 (④長浜市虎姫駅前第二駐輪場所は平成 22 年度) 施設内容：①コンコース、待合室、事務室、倉庫、トイレ ②駐車可能車：普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車 収容可能台数：91 台 ③駐車可能車：自転車、原動機付自転車 駐車可能台数：186 台 ④駐車可能車：自転車、原動機付自転車 駐車可能台数：85 台
募集概要	募集方法	公募
	募集要項配付期間	令和 5 年 7 月 12 日～令和 5 年 8 月 15 日
	申請書類受付期間	令和 5 年 8 月 8 日～令和 5 年 8 月 15 日
	指定期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日 (5 年間)
募集内容	指定管理業務内容	① 長浜市駅利用促進施設条例第 3 条各号に掲げる事業の実施に関する業務 一 駅利用者の利便の向上に関すること。 二 地域住民相互及び地域住民と駅利用者との交流促進に関すること。 三 その他設置の目的を達成するために必要な業務 ② 管理施設の維持管理に関する業務 ③ その他市長が必要と認める業務 ④ 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務

		⑤ その他市長が必要と認める業務																												
	指定管理料 限度額	令和6年度	5,152,000円																											
		令和7年度	5,152,000円																											
		令和8年度	5,152,000円																											
		令和9年度	5,152,000円																											
		令和10年度	5,152,000円																											
応募状況	申請者(合計1者)		共同申請の 場合の構成																											
	所在地																													
	申請者	長浜市大寺町 1029番地1	株式会社まちづくり 虎姫																											
審査の 概要及び結果	審査方式	長浜市指定管理者選定委員会第2委員会において、指定管理者指定申請書の審査や申請者へのヒアリング等を実施し、審査基準に基づき申請内容を総合的に判断し、指定管理者の候補者としての妥当性を審査します。																												
	選定委員会委員	5人																												
	審査経過	<p>第1回選定委員会(令和5年7月5日開催)</p> <p>施設所管課から指定管理者の募集概要の説明を受け、募集要項、仕様書等を審査し、募集方法及び審査基準を決定した。</p> <p>第2回選定委員会(令和5年9月1日開催)</p> <p>申請者の申請書の審査及びヒアリング等を実施し、審査基準ごとに採点を行い、その採点結果を判断基準として指定管理者の候補者の適否を判断した。</p>																												
	審査基準	<p>1 事業計画書による公の施設の運営が住民の平等な利用を確保できるものであること。</p> <p>2 事業計画書の内容が当該公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。</p> <p>3 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>4 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。</p> <p>5 その他市長が当該公の施設の性質又は目的に応じて定める基準</p>																												
	指定管理者 の候補者	株式会社まちづくり虎姫																												
審査結果 及び理由	<p>【審査基準に基づく採点結果】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>審査基準</th> <th>配点</th> <th>申請者の点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査基準1</td> <td>10</td> <td>8.6</td> </tr> <tr> <td>審査基準2</td> <td>100</td> <td>73.4</td> </tr> <tr> <td>審査基準3</td> <td>30</td> <td>24.2</td> </tr> <tr> <td>審査基準4</td> <td>50</td> <td>39.6</td> </tr> <tr> <td>審査基準5</td> <td>10</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>200</td> <td>153.8</td> </tr> <tr> <td>(参考)100点換算割合</td> <td>100</td> <td>76.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>【指定管理料の提示額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>提示額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社まちづくり虎姫</td> <td>5,152,000円/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>【理由】</p> <p>株式会社まちづくり虎姫は、平成18年度からこれまでの間、虎姫地域の公の施設の管理を通じて、同地域の人材活用やその他地域との</p>		審査基準	配点	申請者の点数	審査基準1	10	8.6	審査基準2	100	73.4	審査基準3	30	24.2	審査基準4	50	39.6	審査基準5	10	8.0	合計	200	153.8	(参考)100点換算割合	100	76.9	申請者	提示額	株式会社まちづくり虎姫	5,152,000円/年
審査基準	配点	申請者の点数																												
審査基準1	10	8.6																												
審査基準2	100	73.4																												
審査基準3	30	24.2																												
審査基準4	50	39.6																												
審査基準5	10	8.0																												
合計	200	153.8																												
(参考)100点換算割合	100	76.9																												
申請者	提示額																													
株式会社まちづくり虎姫	5,152,000円/年																													

			<p>連携を行い、その活動と取組実績に対して評価できる。</p> <p>また、虎姫駅コミュニティハウスを起点とした地域連携や賑わい化を進めていくという点においても期待できることから、指定管理者候補として適当と判断した。</p>
<p>市が選定する指定管理者の候補者</p>			<p>株式会社まちづくり虎姫</p>
			<p><b>【理由】</b></p> <p>長浜市指定管理者選定委員会第2委員会の審査結果を踏まえ、長浜市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条各号のいずれにも適合し、適切に管理を行うことができると認められるため、上記の団体を虎姫駅コミュニティハウス関連施設の指定管理者の候補者に選定した。</p>